

発議案第2号

東間永次議員に対する議員辞職勧告決議について

長生村議会規則（平成21年議会規則第1号）第13条第1項の規定に基づき、議員辞職勧告決議案を別紙のとおり提出する。

令和5年5月30日

提出者

長生村議會議員

阿井市郎

長生村議會議員

小倉利一

長生村議會議員

門口昭

長生村議會議員

井下田政美

長生村議會議員

石井俊雄

長生村議會議員

野口康宏

長生村議會議員

岩坂研二

長生村議會議員

久川史夫

長生村議會議員

芝崎正信

長生村議會議員

石川洋輔

長生村議會議員

矢部文美

長生村議會議員

諸岡夏輝

長生村議會議員

岡本高直

長生村議會議員

開瓦也

長生村議会副議長 木嶋 晴一様

別紙

東間永次議員に対する議員辞職勧告決議

我々、長生村議会議員は、村民から負託を受けた者として、一人ひとりがその職責を自覚し、法令、条例を遵守し、高い倫理観と見識をもって、村政の発展と村民福祉の向上に努めなければならない。

また、議員は、議会の品位を重んじなければならぬとされている。

しかしながら、東間永次議員は4月7日の深夜、車内で村役場女性職員に対し、ケガを負わせた傷害の疑いで逮捕された。

現職議員の逮捕は、長生村議会始まって以来の不祥事であり、女性への暴行は許されるものではない。

この事実は、テレビや新聞などで報道され、村民をはじめ多くの方から非難と厳正な対処を求める声が寄せられている。

東間永次議員は逮捕後、刑の確定はなされていないが、公人である議員自らが事件を起こすのは言語道断で、長生村議会の名誉と権威を著しく失墜させ、村民の政治不信を招くと同時に、村民の信頼を大きく裏切る行為である。

議員職にとどまることは、村民感情からして許されるものではない。

よって、東間永次議員に対して、事態の重大さを真摯に受け止め、直ちにその職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和5年5月30日

長生村議会